株式譲渡契約書

〇〇株式会社【譲受側】（以下「甲社」という）、〇〇〇〇 （以下「乙」という。）および〇〇株式会社（以下「丙社」という）は、乙が所有する丙社の発行済株式のすべてを乙より甲社へ譲渡し、甲社が丙社の経営権を乙より引き継ぐことを目的として、以下の通り合意した。

(本件株式の譲渡)

第 1 条

１． 乙および丙社は、乙が丙社の発行する株式のすべて（以下「本件株式」という。）を単独で所有していること、および本件株式が全て普通株式であることを表明し保証する。

２． 甲社は乙から本件株式を〇〇円にて買い取る。甲社による支払いは、本日、乙の指定する口座に、銀行送金の方法で支払う。

３． 乙が丙社のために差し入れている金融機関への保証債務は入金後速やかに代替保証または代位弁済により消滅させるものとする。

４． 甲社、乙および丙社は、本条の本件株式の譲渡が、平〇〇年○月○日開催された丙社の取締役会で承認されていることを確認する。

（表明保証）

第２条

１. 乙および丙は、乙の株式につき、いかなる第三者も、ストックオプション、新株予約権、その他の方法で、丙社の株式を取得する権利を有しないことを甲に対し表明し、保証する。

２. 乙および丙は、甲に提出した乙に関する全ての情報、資料、電子データ等の内容が真実かつ適切であることを表明し、保証する。

３．乙および丙は、甲に伝えていない債務や未払金、滞納などが存在ないことを表明し、保証する。

４.　乙および丙は、乙が第三者から訴訟その他のクレーム等を受けておらず、また、合理的に予見される範囲内での紛争も存在しないため、乙に帰属する可能性のある重大な債務が存在しないことを、甲社に対して表明し、保証する。

（取締役辞任）

第３条

１． 乙は、本契約の締結と同時に、丙社の取締役会あてに同社の代表取締役を辞任する旨を記載した書面を提出し、同取締役会（以下「本件取締役会」という）において、辞任の承諾し、後任の代表取締役を選任する。

２． 丙社は本件取締役会の終了後直ちに議事録を作成し、前項による代表取締役交替のために必要な事項につき、登記手続をする。

３． 乙は、取締役選任を議題とする丙社の株主総会を開催し、取締役に立候補せず、取締役から退任する。また、甲の指定する取締役を選任する。

（退職慰労金）

第４条

１． 乙は本契約第３条により、丙社の代表取締役及び取締役を退任するに伴い、丙社は乙に対し〇〇万円を役員退職慰労金として支払う。

２． 甲社は、丙社の株主総会において、前項の退職慰労金の支払が承認されるよう、その議決権を行使する。

（協業避止義務）

第６条

乙は、丙社の取締役退任の後１０年間は、丙社の事業と競合する同種の事業を行わない。

（秘密保持）

第７条

甲社、乙、丙社は、これら三者間の平成〇〇年○月○日付基本合意書○条に定める秘密保持条項は、本契約締結後も維持されることを確認する。

（解除と損害賠償）

第８条

第２条の表明保証責任の違反、または、その他の重大な瑕疵が発見され、その違反または瑕疵が重大かつ回復困難で、甲社または乙としては、本件株式譲渡の趣旨を全うできない時は、本合意書を解除できる。この場合は、解除に対して責任ある者は相手にその損害を賠償する責に任ずる。賠償の額は、第1条2項の代金額の〇〇％を上限とする。

（協議事項）

第 9 条

本契約に記載のない事項、又は本契約の内容に疑義が生じた場合は、甲社、乙及び丙社が誠実に協議し、その解決を図るものとする。

（適用法と管轄）

第１０条

本契約書に関する解釈および紛争に対しては日本法を適用法とし、東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

後日の証として、書面３通を作成し、甲社、乙、及び丙社が記名捺印したうえ各１通を保管する。

平成　　年　　月　　日

 甲：

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

乙：

 印